

平成24年2月1日
経済産業省製造産業局自動車課
国土交通省自動車局総務課企画室
国土交通省自動車局環境政策課
国土交通省自動車局技術政策課
国土交通省自動車局旅客課

平成24年度以降の自動車重量税、自動車取得税の減免措置 (新エコカー減税等)及び自動車税のグリーン化特例の概要について

< 目次 >

1. 新エコカー減税・中古車特例の概要(平成24年度改正案)	1
(参考)新エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)の概要 (平成24年度改正案)	2
(参考)中古車特例(自動車取得税)の概要(平成24年度改正案)	3
2. ASV・バリアフリー車両減税(自動車重量税・自動車取得税)の概要 (平成24年度改正案)	4
3. 自動車税のグリーン化特例の概要(平成24年度改正案)	5

ここに掲載の情報は、平成24年度税制改正における自動車重量税、自動車取得税の減免措置(新エコカー減税)を中心にまとめたものです。

ただし、この減免措置の施行は、現在国会に提出中の税法改正案の成立が前提となりますので、ご注意ください。

消費者に説明する際には、「税法改正案の成立が前提となること」が確実に消費者に認知されるような方法で行われるようお願いいたします。

1. 新エコカー減税・中古車特例の概要(平成24年度改正案)

<適用期間>

自動車重量税 : 平成24年5月1日 ~ 平成27年4月30日
 自動車取得税 : 平成24年4月1日 ~ 平成27年3月31日

	自動車重量税		自動車取得税	
	① 新車 新規検査	② 2回目車検	③ 新車	④ 中古車 (控除額)
①電気自動車(燃料電池自動車を含む)	免税	50%軽減	非課税	45万円控除
②天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)	免税	50%軽減	非課税	45万円控除
③プラグインハイブリッド自動車	免税	50%軽減	非課税	45万円控除
④クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合の乗用車)	免税	50%軽減	非課税	45万円控除
⑤ガソリン車(ハイブリッド車を含む)				
(A)車両総重量2.5t以下(乗用車等)				
平成17年排ガス規制75%低減(☆☆☆☆)				
かつ平成27年度燃費基準+20%達成<注>	免税	50%軽減	非課税	45万円控除
かつ平成27年度燃費基準+10%達成<注>	75%軽減	—	75%軽減	30万円控除
かつ平成27年度燃費基準達成<注>	50%軽減	—	50%軽減	15万円控除
(B)車両総重量2.5t超3.5t以下(中量車)				
a) 平成17年排ガス規制75%低減(☆☆☆☆)				
かつ平成27年度燃費基準+10%達成	免税	50%軽減	非課税	45万円控除
かつ平成27年度燃費基準+5%達成	75%軽減	—	75%軽減	30万円控除
かつ平成27年度燃費基準達成	50%軽減	—	50%軽減	15万円控除
b) 平成17年排ガス規制50%低減(☆☆☆)				
かつ平成27年度燃費基準+10%達成	75%軽減	—	75%軽減	30万円控除
かつ平成27年度燃費基準+5%達成	50%軽減	—	50%軽減	15万円控除
⑥ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)				
(A)車両総重量2.5t超3.5t以下(中量車)				
a) 平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減				
かつ平成27年度燃費基準+10%達成	免税	50%軽減	非課税	—
かつ平成27年度燃費基準+5%達成	75%軽減	—	75%軽減	—
かつ平成27年度燃費基準達成	50%軽減	—	50%軽減	—
b) 平成21年排ガス規制適合				
かつ平成27年度燃費基準+10%達成	75%軽減	—	75%軽減	—
かつ平成27年度燃費基準+5%達成	50%軽減	—	50%軽減	—
(B)車両総重量3.5t超(重量車)				
a) 平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減				
かつ平成27年度重量車燃費基準+10%達成	免税	50%軽減	非課税	45万円控除(※)
かつ平成27年度重量車燃費基準+5%達成	75%軽減	—	75%軽減	30万円控除(※)
かつ平成27年度重量車燃費基準達成	50%軽減	—	50%軽減	15万円控除(※)
b) 平成21年排ガス規制適合				
かつ平成27年度重量車燃費基準+10%達成	75%軽減	—	75%軽減	30万円控除(※)
かつ平成27年度重量車燃費基準+5%達成	50%軽減	—	50%軽減	15万円控除(※)

<注> JC08モードによる燃費値を算定していない自動車については、10・15モードによる燃費値により算定する。
 その場合、「平成27年度燃費基準+20%達成」を「平成22年度燃費基準+50%達成」と、「平成27年度燃費基準+10%達成」を「平成22年度燃費基準+38%達成」と、「平成27年度燃費基準達成」を「平成22年度燃費基準+25%達成」と、それぞれ読み替える。

● 自動車重量税

- ① 適用期間中の新車新規検査の際に納付すべき税額について減免。
- ② 新エコカー減税の適用により免税とされた自動車について、新車新規検査による車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までの間に、継続検査等(新車新規検査後、最初に受けるものに限る。)を受ける際(新車新規検査による車検証の記載事項について車両構造等の変更がない場合に限る。)に納付すべき税額について50%軽減。

免税対象車(①及び②の適用を受けた自動車等を除く)については、平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間に、継続検査等(この期間内に最初に受ける検査に限る。)を受ける場合は税額について50%軽減。

● 自動車取得税

- ③ 適用期間中に新車で購入した際に課される税率について軽減。
- ④ 適用期間中に中古車で購入した際の取得価額から控除。

※:ハイブリッド車に限る。

(参考)新エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)の概要(平成24年度改正案)

○乗用車等(乗用車、車両総重量2.5t以下のバス・トラック)

対象・要件等		軽減率		
電気自動車(燃料電池自動車を含む) 天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 (平成21年排ガス規制適合の乗用車)		自動車重量税 免税*1 (2回目車検:50%軽減)*2 自動車取得税 非課税		
	燃費性能(注) 排ガス性能	達成	+10%超過	+20%超過
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)	50%軽減*1	75%軽減*1	免税*1 (2回目車検: 50%軽減)*2

(注)平成27年度燃費基準の超過達成率。

JC08モードによる燃費値を算定していない自動車については、10・15モードによる燃費値により算定する。
その場合、「平成27年度燃費基準+20%達成」を「平成22年度燃費基準+50%達成」と、「平成27年度燃費基準+10%達成」を「平成22年度燃費基準+38%達成」と、「平成27年度燃費基準達成」を「平成22年度燃費基準+25%達成」と、それぞれ読み替える。

○中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック)

対象・要件等		軽減率			
電気自動車(燃料電池自動車を含む) 天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) プラグインハイブリッド自動車		自動車重量税 免税*1 (2回目車検:50%軽減)*2 自動車取得税 非課税			
	燃費性能(注) 排ガス性能	達成	+5%超過	+10%超過	
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排ガス規制	75%低減(☆☆☆☆)	50%軽減*1	75%軽減*1	免税*1 (2回目車検: 50%軽減)*2
		50%低減(☆☆☆)		50%軽減*1	75%軽減*1
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排ガス規制	NOx・PM+10%低減	50%軽減*1	75%軽減*1	免税*1 (2回目車検: 50%軽減)*2
				50%軽減*1	75%軽減*1

(注)平成27年度燃費基準の超過達成率。

○重量車(車両総重量3.5t超のバス・トラック)

対象・要件等		軽減率			
電気自動車(燃料電池自動車を含む) 天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) プラグインハイブリッド自動車		自動車重量税 免税*1 (2回目車検:50%軽減)*2 自動車取得税 非課税			
	燃費性能(注) 排ガス性能	達成	+5%超過	+10%超過	
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排ガス規制	NOx・PM+10%低減	50%軽減*1	75%軽減*1	免税*1 (2回目車検: 50%軽減)*2
				50%軽減*1	75%軽減*1

(注)平成27年度重量車燃費基準の超過達成率。

*1 : 自動車重量税については、適用期間中の新車新規検査の際に納付すべき税額について減免。

*2 : 自動車重量税のみ。①新車新規検査(特例期間中)の後に初めて受ける継続検査等、②適用期間中に初めて受ける継続検査等の際に納付すべき税額について減免。

(参考)中古車特例(自動車取得税)の概要(平成24年度改正案)

○乗用車等(乗用車、車両総重量2.5t以下のバス・トラック)

対象・要件等			控除額		
電気自動車(燃料電池自動車を含む) 天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 (平成21年排ガス規制適合の乗用車)			取得価額から45万円控除		
	燃費性能(注) 排ガス性能		達成	+10%超過	+20%超過
ガソリン車 (ハイブリッド車 を含む)	平成17年排ガス規制 75%低減(☆☆☆☆)		取得価額から 15万円控除	取得価額から 30万円控除	取得価額から 45万円控除

(注)平成27年度燃費基準の超過達成率。

JC08モードによる燃費値を算定していない自動車については、10・15モードによる燃費値により算定する。その場合、「平成27年度燃費基準+20%達成」を「平成22年度燃費基準+50%達成」と、「平成27年度燃費基準+10%達成」を「平成22年度燃費基準+38%達成」と、「平成27年度燃費基準達成」を「平成22年度燃費基準+25%達成」と、それぞれ読み替える。

○中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック)

対象・要件等			控除額		
電気自動車(燃料電池自動車を含む) 天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) プラグインハイブリッド自動車			取得価額から45万円控除		
	燃費性能(注) 排ガス性能		達成	+5%超過	+10%超過
ガソリン車 (ハイブリッド車 を含む)	平成17年 排ガス規制	75%低減 (☆☆☆☆)	取得価額から 15万円控除	取得価額から 30万円控除	取得価額から 45万円控除
		50%低減 (☆☆☆)		取得価額から 15万円控除	取得価額から 30万円控除

(注)平成27年度燃費基準の超過達成率。

○重量車(車両総重量3.5t超のバス・トラック)

対象・要件等			控除額		
電気自動車(燃料電池自動車を含む) 天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) プラグインハイブリッド自動車			取得価額から45万円控除		
	燃費性能(注) 排ガス性能		達成	+5%超過	+10%超過
ディーゼル車 (ハイブリッド車 のみ)	平成21年 排ガス規制	NOx・PM+10% 低減	取得価額から 15万円控除	取得価額から 30万円控除	取得価額から 45万円控除
				取得価額から 15万円控除	取得価額から 30万円控除

(注)平成27年度重量車燃費基準の超過達成率。

2. ASV・バリアフリー車両減税(自動車重量税・自動車取得税)の概要

(平成24年度改正案)

＜適用期間＞

自動車重量税 : 平成24年5月1日 ~ 平成27年4月30日
 自動車取得税 : 平成24年4月1日 ~ 平成27年3月31日

対象・要件等		自動車重量税	自動車取得税
衝突被害軽減ブレーキ搭載車 (車両総重量8t超のトラック、車両総重量13t超のトラック)		50%軽減 <small>(注) 22t超のトラック、13t超のトラックは H26.10.31まで</small> (初回(新車新規検査時)のみ)	取得価額から 350万円控除 <small>(注) 22t超のトラック、13t超のトラックは H26.10.31まで</small> (新車新規登録を受けるもののみ)
バリアフリー車両	ノンステップバス <small>(一般乗合旅客自動車運送事業者が路線 定期運行のために導入するものに限る)</small>	免税 (初回(新車新規検査時)のみ)	取得価額から 1,000万円控除 (新車新規登録を受けるもののみ)
	リフト付きバス <small>(一般乗合旅客自動車運送事業者が路線 定期運行のために導入するものに限る)</small>	免税 (初回(新車新規検査時)のみ)	乗車定員30人以上: 取得価額から650万円控除 乗車定員30人未満: 取得価額から200万円控除 (新車新規登録を受けるもののみ)
	ユニバーサルデザインタクシー <small>(一般乗用旅客自動車運送事業者が導入 するものに限る)</small>	免税 (初回(新車新規検査時)のみ)	取得価額から 100万円控除 (新車新規登録を受けるもののみ)

＜新エコカー減税との適用関係＞

下記車両が新エコカー減税対象車でもある場合。

対象	自動車重量税	自動車取得税
衝突被害軽減ブレーキ搭載車	新エコカー減税を適用	新エコカー減税とASV減税とのいずれかを申告者が選択
バリアフリー車両	新エコカー減税による免税対象車両は新エコカー減税による措置を適用し、その他の車両はバリアフリー車両減税による措置を適用	新エコカー減税とバリアフリー車両減税とのいずれかを申告者が選択

3. 自動車税のグリーン化特例の概要(平成24年度改正案)

○軽課(平成24・25年度中に新車新規登録した場合、それぞれ当該年度の翌年度分の自動車税を軽減)

対象・要件等			軽減率
乗用車等 (乗用車、車両総重量 2.5t以下のバス・トラック)	電気自動車(燃料電池自動車を含む) 天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) プラグインハイブリッド自動車		概ね50%軽減
	ガソリン車 (ハイブリッド車 を含む)	排ガス性能	
		平成17年排ガス規制 75%低減 (☆☆☆☆)	+10%超過
			達成
中量車 (車両総重量2.5t超 3.5t以下のバス・トラック)	電気自動車(燃料電池自動車を含む) 天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) プラグインハイブリッド自動車		概ね50%軽減
重量車 (車両総重量3.5t超の バス・トラック)	電気自動車(燃料電池自動車を含む) 天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) プラグインハイブリッド自動車		

(注)

平成27年度燃費基準の超過達成率。

JC08モードによる燃費値を算定していない自動車については、10・15モードによる燃費値により算定する。

その場合、「平成27年度燃費基準+10%達成」を「平成22年度燃費基準+38%達成」と、「平成27年度燃費基準達成」を「平成22年度燃費基準+25%達成」と、それぞれ読み替える。

○重課(車齢が一定年数を経過したものに対して概ね10%重課)

ガソリン車、LPG車：13年超

ディーゼル車：11年超

※電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合バス及び被けん引車を除く